

ふじのくに消費者教育推進県域協議会設置要綱

(設置)

第1条 消費者教育を効果的、体系的に推進するため、県の役割と推進体制を明確にするとともに、多様な主体の連携による実効性のある協議の場の設置を目的として、消費者教育推進法第20条第1項の規定に基づき、ふじのくに消費者教育推進県域協議会（以下「県域協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 県域協議会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進に関する構成員の情報の交換及び調整に関すること。
- (2) 静岡県消費者教育推進計画の策定に関する構成員の意見の調整に関すること。
- (3) 静岡県消費者教育推進計画の進捗状況の確認に関すること。
- (4) 消費者教育推進に係る、調査、研究等に関すること。
- (5) その他、消費者教育の推進に必要な事務に関すること。

(組織)

第3条 県域協議会に、座長を置く。

- 2 座長には、学識者をもって充てる。
- 3 構成員には、別表に掲げる機関・団体等から推薦のあった者をもって充てる。
- 4 構成員は、必要に応じて、増員、減員ができるものとする。
- 5 座長及び構成員の任期は、県域協議会において構成員が協議し別に定める。

(会議)

第4条 県域協議会は、座長が招集する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(会議の公開)

第5条 県域協議会は、公開で行うものとする。

- 2 県域協議会の議事要旨及び構成員配布資料はホームページ等で公開する。

(事務局)

第6条 県域協議会の事務局は静岡県くらし・環境部県民生活課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、県域協議会の運営に関して必要な事項は、構成員が協議し別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 10 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 8 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 8 月 25 日から施行する。

別 表

	団体・機関等	区分
1	常葉大学	学識
2	静岡県弁護士会	学識
3	静岡県司法書士会	学識
4	静岡県消費者団体連盟	消費者団体
5	静岡県生活協同組合連合会	消費者団体
6	一般社団法人静岡県労働者福祉協議会	消費者団体
7	公益社団法人日本青年会議所 東海地区静岡ブロック協議会	事業者団体
8	静岡県金融広報委員会	関係機関
9	社会福祉法人静岡県社会福祉協議会	関係機関
10	静岡県教育研究会	教育関係者
11	静岡県教育委員会事務局教育政策課	教育関係者
12	静岡県教育委員会事務局義務教育課	教育関係者
13	静岡県教育委員会事務局高校教育課	教育関係者
14	静岡県教育委員会事務局特別支援教育課	教育関係者
15	静岡県教育委員会事務局社会教育課	教育関係者
16	静岡県くらし・環境部県民生活課	関係機関
17	静岡県東部県民生活センター	関係機関
18	静岡県中部県民生活センター	関係機関
19	静岡県西部県民生活センター	関係機関
20	静岡県賀茂広域消費生活センター	関係機関

～持続可能な未来に向けた安全・安心で豊かな消費生活の実現～

1 計画策定の趣旨

- これまで、2010年度を始期とする第1次から第3次までの消費者行政推進基本計画を策定し、12年間にわたり、消費者行政施策を展開してきた。
- また、2014年度を始期とする第1次及び第2次の消費者教育推進計画を策定し、消費者教育を推進してきた。
- 消費者を取り巻く環境変化に柔軟に対応するために、2022年度を始期とする静岡県消費者基本計画を策定する。
- 静岡県消費者基本計画では、第4次消費者行政推進基本計画と第3次消費者教育推進計画を一体化させ、消費生活に関連する施策を総合的に推進する。

2 計画の基本理念

- 消費者の権利を尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として、県民の消費生活の安定及び向上に関する総合的な施策を計画的に推進する。

3 計画の目指す姿

- 消費者・事業者・行政機関の共創によって、持続可能な未来に向け、誰一人取り残すことのない、安全・安心で豊かな消費生活の実現を目指す。

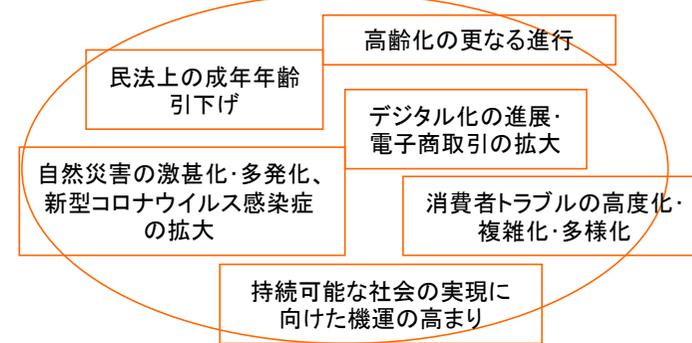
4 計画の位置づけ

- 静岡県消費生活条例(平成11年静岡県条例第35号)第8条の2に基づく消費者施策に関する基本的な計画
- 消費者教育の推進に関する法律(平成24年法律第61号)第10条第1項に基づく消費者教育の推進に関する施策に関する計画
- 静岡県の新ビジョン(総合計画)を補完し、特定課題に対応する分野別計画

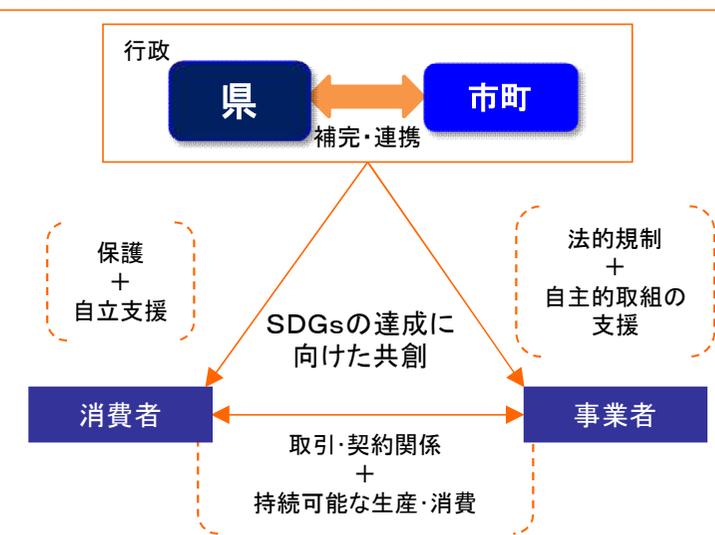
5 計画の期間

2022(令和4)年度から2025(令和7)年度まで

6 消費者を取り巻く状況



- 2022年4月の民法上の成年年齢引下げや高齢化の更なる進行への対応、2015年に国連総会で採択された持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向け、消費者教育の重要性が一層高まっている。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、巣ごもり消費が増加し、インターネット通販などの在宅取引が拡大するなど、消費行動が変化している。
- デジタル化の進展等により、消費者トラブルは高度化・複雑化・多様化している。
- 高齢化の更なる進行により、自らを守ることができない高齢者の被害増加が見込まれるため、地域での見守り体制構築が急務である。
- 悪質事業者の手口は多様化・複雑化し、消費者被害は後を絶たないことから、引き続き、早期の事業者指導が必要である。



大柱1

自ら学び自立し行動する消費者の育成

- SDGs達成の手段として「人が幸せになるエシカル消費」を推進
 - 成年年齢引下げに対応し、高校生・大学生・専門学校生・新社会人等を対象とした若者の消費者教育を重点的に実施
 - 地域では、高齢者向けの消費者教育・啓発を実施
 - 消費者教育の担い手不足解消のため、担い手の確保と資質向上を図る研修を実施
 - 消費者団体・事業者団体等、多様な主体との連携
- 重点施策1 人が幸せになるエシカル消費の推進
- 重点施策2 成年年齢引下げに対応した若者の消費者教育の推進

大柱2

消費者被害の防止と救済

- 相談体制の維持・拡充のため、消費生活相談員を養成、確保
 - 高度化・複雑化する消費者トラブルに対応するため、専門家と連携した相談対応、相談員の資質向上を図る研修を実施
 - 認知機能の低下が見られる高齢者の見守りをきめ細やかに継続して行うため、市町の「消費者安全確保地域協議会」(見守りネットワーク)の設置を促進
 - 急速に進展するデジタル化に対応できない消費者への支援を強化
- 重点施策3 高齢者の見守り体制の強化

大柱3

商品・サービスの安全の確保と消費者取引の適正化

- 食の安全の確保のため、監視指導、検査等を徹底
 - 不当取引や不当表示を行った事業者に対しては、厳正な処分・指導を実施
 - 事業者の法令への理解促進のための啓発・注意喚起を実施
- 重点施策4 事業者への指導・啓発の強化

大柱4

消費者・事業者・行政機関のパートナーシップの強化

- SDGsの達成に向け、消費者・事業者・行政機関が連携
 - 県民生活センターを中心に地域の消費者行政を推進
 - 地域消費者行政推進連携協議会を新たに設置
 - 市町と連携し、新たな消費者教育の場を開拓
 - 県民生活センターに指定消費生活相談員の設置を検討
- 重点施策5 市町との連携体制の強化